

高齢者虐待について

☆高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、高齢者の権利や生命、健康、財産が損なわれるような状況のことをいいます。家族などの養護者(介護者)だけでなく、介護従事者からの行為も含まれます。

☆高齢者虐待の種類

身体的虐待	殴る・蹴る・火傷させる・打撲させる・刃物等で外傷を与える・本人に向けて物を投げつける・医学的診断に基づかない痛みを伴うリハビリを強要する・無理やり食事を口に入れる・ベッドに縛り付ける・外からカギをかける …等
介護・世話の放棄・放任	入浴しておらず不潔な状態にある・空腹状態が長時間にわたって継続し、脱水症状や栄養失調状態にある・室内にゴミを放置する・冷暖房を使わせない・病気の状態を放置する・虐待対応従事者のアドバイスを無視する・本来は入院治療が必要にもかかわらず強引に連れ帰る・孫が高齢者に対して行う暴力行為を放置する …等
心理的虐待	怒鳴る・罵る・悪口を言う・老化現象やそれに伴う言動を嘲笑する・生活に必要な道具の利用を制限する・家族等の団らんから排除する …等
性的虐待	排泄の失敗に対する懲罰的な下半身露出・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする・性器を写真に撮る …等
経済的虐待	日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人に無断で自宅等を売却する・年金や預貯金を無断で使用する・サービス料金を払わない …等

☆虐待かな?と思ったら

顔や身体に説明できない傷やあざがある、身体から異臭がする、急に痩せてきた等、様々なサインは発せられています。そういった高齢者から出されるサインにいち早く気づき、対応していくことが大切です。在宅介護で虐待が起きる理由の一つとして挙げられるのは、介護疲れや介護に対するストレスです。また、在宅介護をするために仕事を辞められる方もいますが、介護者自身の経済的困窮から年金の使い込みに発展するケースもあります。高齢者自らが人生にあきらめて生活を放棄する場合があります。虐待は在宅だけではなく、施設でも起こり得ます。面会の時には報告のないあざがないか、怯えた表情がないか等も確認することが大切です。相談者・通報者の個人情報など秘密は守られます。虐待かどうかの判断も市町村が行いますので、気になることがあれば地域包括支援センターまでご相談ください。

古座川町地域包括支援センター TEL 0735-67-7611

